

佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第44号

佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県青少年健全育成条例施行規則（昭和52年佐賀県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(医薬品) 第 7 条 条例第23条第 5 号の知事が別に定める医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号） <u>第50条第11号</u> の規定に基づき厚生労働大臣が指定した医薬品で向精神薬以外のもの (2) 略	(医薬品) 第 7 条 条例第23条第 5 号の知事が別に定める医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号） <u>第50条第13号</u> の規定に基づき厚生労働大臣が指定した医薬品で向精神薬以外のもの (2) 略

様式第 3 号中「がん具類」を「玩具類」に改める。

様式第10号中「抜すい」を「抜粋」に、「がん具類」を「玩具類」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県青少年健全育成条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。